

## 公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 情報公開に関する規定

第1条 この規定は、公益社団法人埼玉県医療社会事業協会（以下、協会という）の情報公開に関する手続きを定め、情報公開の円滑な運用に資することを目的とする。

第2条 情報公開の対象は、次の各号に掲げる書類及び帳簿とする。

- (1) 定款
- (2) 許可、認可等に関する書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 社員名簿（会員の戸籍上の氏名、自宅住所を記載したもの）
- (5) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類
- (6) 総会及び理事会の議事録
- (7) 資産台帳
- (8) 現事業年度及び過去3年間の収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 過去2年間の各事業年度末における財産目録及び収支決算書
- (10) 現事業年度の事業計画書及び収支計算書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類及び帳簿

第3条 情報公開に関する事務は常務理事が所掌する。ただし、事務の全部または一部を、協会運営要領第5条に定める事務局、総務部の長に委任することができる。

第4条 情報公開の方法は閲覧を原則とする。ただし、常務理事が必要と認めた場合は複写をすることができる。

第5条 常務理事はこの規則による情報公開が行われた場合は、すみやかに理事会に報告しなければならない。

第6条 この規則は、理事会の議決を経て改正することができる。

《附則》

この規定は、平成28年8月11日から施行する。